

最高裁家一第30号

令和8年3月17日

文部科学省初等中等教育局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長

少年関係機関と家庭裁判所との連携等について（依頼）

今般、各家庭裁判所長に対して、少年関係機関との連携の在り方につき、別添の事務連絡を発出いたしました。来年度以降、同協議会の開催に係る家庭裁判所宛て開催通知の発出を取りやめることに伴い、貴局宛ての協力依頼文書の送付につきましても今年度をもって最後とさせていただきます。

上記事務連絡記載のとおり、少年関係機関と家庭裁判所との相互理解や連携を深めることの重要性が変わるところはありませんので、今後とも、家庭裁判所における協議会等への中学校若しくは高等学校の教諭又は教育委員会の指導主事等の出席について、御高配賜りますようお願い申し上げます。